

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	7	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
見直し項目名	阪神・淡路大震災の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>震災復興土地区画整理事業及び震災復興市街地再開発事業を実施する特定地区における固定資産税及び都市計画税について、従前住宅用地であった土地に住宅が建設されるまでの間は、引き続き住宅用地として認定され、課税標準額に対して以下のとおり軽減される特例措置を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200㎡以下の住宅用地 → 固定資産税 1/6 都市計画税 1/3 ○ 200㎡超の住宅用地 → 固定資産税 1/3 都市計画税 2/3 	
関係条文	<p>地方税法第349条の3の2、第367条、第702条の8 地方税法附則第16条の2第1項、地方税法施行令附則第12条の2第1項及び第2項</p>	
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災の発生から10年以上が経過し、特例の対象地区における震災復興土地区画整理事業及び震災復興市街地再開発事業がほぼ終了しており、関係地方公共団体において要望の意向がないことから、被災者の生活再建等による被災地域の復興支援という政策目的と照らし合わせると「合理性」が認められると言い難い。 	
増収見込額	20	（単位：百万円）